

「信濃川火焰街道連携協議会 日本遺産情報発信アプリ」

サービス提供業務委託契約書(案)

信濃川火焰街道連携協議会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社〇〇支店（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する「信濃川火焰街道連携協議会 日本遺産情報発信アプリ」サービス提供業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを請け負う。

2 甲が乙に委託する本業務及び本業務の実施に係る一切の事項は、本契約に定めるものを除き、別紙「信濃川火焰街道連携協議会 日本遺産情報発信アプリ」サービス提供業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託期間）

第2条 本業務の委託期間は平成〇年〇月〇日から平成29年3月31日までとする。

2 委託期間の終了日を履行期限とする。

（委託料）

第3条 本業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、本契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、譲渡の理由、譲渡の内容、そこに含まれる情報、譲渡先等を文書で提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、本業務の一部又は全部の実施を第三者（以下「再受託者」という。）に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書により甲に承諾を求める場合は、再委託先、再委託の内

容、再委託の理由、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

3 乙は、第1項ただし書により再委託する場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

4 乙は、第1項ただし書により再委託する場合には、再受託者に対し、本契約で定めた事項を遵守させ、秘密保持誓約書を提出させなければならない。

5 乙は、前項により再受託者から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

(作業場所)

第7条 乙は、機密保持又は本業務の実施上の必要性から、甲の施設内で作業を行う必要がある場合には、甲にその所有する作業場所の使用を要請することができるものとする。この場合は、明確に他の事務室と区分される場所とする。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能な場合は、使用上の条件を明示し、有償又は無償により、甲の所有する作業場所を貸与し又は提供することができるものとする。

3 乙の作業従事者、及び第6条第1項ただし書により、甲が承諾した再委託先の作業従事者は、甲の施設内で本業務を実施する場合は、乙の社名入りネームプレートを着用しなければならない。

(資料等の提供、管理及び返還)

第8条 甲は、乙に対し、本業務に必要な資料及び機器等（以下「原始資料等」という。）の提供について、乙から申請があり次第速やかにその是非を検討し、結果を乙に知らせなければならない。甲は、提供が可能な場合は、速やかに乙に無償で貸与・開示等を行う。

2 乙は、原始資料等のうち資料等を甲の事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。また、甲の事前の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。更に、甲から提供された原始資料等を本業務の目的外に使用してはならない。

3 乙が本業務での使用を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、乙は本業務に用いたすべての原始資料等を速やかに甲に返還し、又は、甲の指示に従い破棄しなければならない。

(主任担当者の指定及び通知)

第9条 甲及び乙は、本業務の実施に関し、相手方と連絡及び調整を行う一元的な窓口

となる主任担当者をそれぞれ定め、書面により相手方に通知するものとする。
主任担当者を変更したときもまた同様とする。

(直接対話の原則禁止)

第10条 甲及び乙が本業務に関し、相手方の職員と対話する必要がある場合には、
原則として、主任担当者を通じて行うものとする。

(指揮命令)

第11条 本業務の実施に係わる乙の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等
に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。なお、作業場所が甲の施設
内になる場合の乙の作業従事者に対する服務規律、勤務規則等は甲乙協議の上
決定する。しかし、その場合でも本業務の実施に係わる乙の作業従事者に対す
る指揮命令は乙が行うものとする。

(事故等の報告)

第12条 乙が本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、
その事故発生の帰責の如何に関わらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、速
やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針
案を提出しなければならない。

(作業の進捗状況の報告等)

第13条 乙は、甲からの指示がある場合には、受託した本業務の進捗状況及び実績時
間等について、甲が求める時期、内容で、書面等により報告しなければならない。
い。

2 乙は、甲からの指示がある場合には、打ち合せ会議を開催しなければならない。
ない。

(甲の検査監督権)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙の作業現場の実地調査を含めた乙の作
業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、甲から作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場
合は、それらの要求及び指示に従わなければならない。ただし、甲は、乙の作
業従事者に対する作業、スケジュール等の指示は行わない。

(成果物等の納入)

第15条 乙は、仕様書又は甲乙協議により作成した書面のとおり、成果物等を納入期
日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

(第三者の権利の使用)

第16条 乙は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証する責任を有する。ただし、甲の責に帰すべき理由を起因として権利侵害となる場合を除く。

(情報セキュリティポリシーの内容の遵守)

第17条 乙は、本業務を実施するにあたり別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、本業務を実施するにあたり、個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、本業務の実施上知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。また、本契約の終了後も同様とする。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 乙が、甲より開示を受けた際に、既に所有していたもの。
- (2) 乙が、甲より開示を受けた際に、既に公知であったもの。
- (3) 乙が、甲より開示を受けた後に、乙の責によらずに公知となったもの。
- (4) 乙が、正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したもの。
- (5) 乙が、甲より開示を受けた情報によらずに乙が独自に開発したもの。
- (6) 乙が、法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。

2 乙は、本業務を実施する乙の作業従事者、及び第6条第1項ただし書により、甲が承諾した再委託先の作業従事者に前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講ずるものとする。

(情報の目的外使用の禁止)

第20条 乙は、前条第1項の規定による本業務の実施上知り得た情報を、甲の事前の承諾なしに本業務の目的外に使用し、又は、第三者へ提供してはならない。

(プロダクトの権利関係)

第21条 第22条第1項の各号に定める成果物を除き、本契約により作成される成果品のプロダクト（システムを構成する「プログラム」及び「関連資料」を包括して言い、技術サービスに基づき将来提供される改訂版、改良版等も含む。）

の使用権等の取り扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 乙は、甲に対しプロダクトを甲の業務の遂行の目的だけに使用するための譲渡不能非独占的使用権を許諾する。甲は本契約に基づきプロダクトの使用権を取得し、プロダクトの著作権、所有権その他いかなる権利も取得しない。
- (2) 甲は、プロダクトを甲の使用目的が存続する間使用することができる。
- (3) 甲は、機械読取可能な形式か、又は印刷物として提供されたかを問わず、プロダクトを自己使用のため必要な場合に限り、複製することができる。
- (4) プロダクトの原本及び複製物の所有権は全て乙に属するものとし、本契約終了の場合は、甲は直ちにそれらの全てを自らの責任において処分するものとする。
- (5) 甲は乙の書面による事前の承諾がない限り、本契約に基づく使用権につき再使用権を設定若しくは第三者に譲渡し、又はプロダクト若しくはその複製物を第三者に譲渡転貸若しくは占有の移転をしてはならず、また甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。
- (6) 甲はプロダクトを変更することはできない。ただし、プロダクトの権利者から許諾が得られたときは、甲は、自己使用のため必要な場合に限りプロダクトを変更することができる。

(著作権の譲渡等)

第22条 次の各号に定める成果物の著作権等の取り扱いは、前条に関わらず、次の各項に定めるところによる。ただし、甲は、乙に対し次の第1号から第3号の成果物について、無償で使用し、第三者に再使用許諾することができる権利を許諾する。

- (1) 甲が示した仕様書又は甲乙協議により作成した書面に基づき、乙が従前から有していたプログラム等のカスタマイズを実施した部分及び新規に作成したプログラム。
- (2) 甲が示した仕様書又は甲乙協議により作成した書面に基づき、乙が甲のために作成したシステム操作マニュアル等のドキュメント類。
- (3) 甲が本業務のシステム利用に必要とするセットアップデータ並びに利用開始後に蓄積したデータ。

2 乙は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、甲

に無償で譲渡するものとする。

3 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

4 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

（履行届出書の提出）

第23条 乙は、本業務を完了したときは、速やかに本業務の成果に関する報告書（以下「履行届出書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第24条 甲は履行届出書を受領した日から、10日以内に本業務の成果について、検査を行うものとする。また、検査の結果は、速やかに乙に通知するものとする。

2 乙は、本業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の定めを準用する。

3 本条第1項（前項後段において準用する場合を含む）の検査（以下「検査」という。）、及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

4 乙は、本条第1項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

（委託料の支払）

第25条 乙は、本業務の成果が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第26条 甲は、乙の本業務の結果に関し、乙の責に帰すべき事由により損害（次条第1項に定める瑕疵に対する補正をしないことによる損害を含む）を被った場合、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。ただし、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる本契約に定める契約目的物の検査合格の日から5年以内に、又は検査に合格していない場合は本契約を締結した日から5年以内に

行わなければ、甲は請求権を行使することができない。

- 2 前項の損害賠償の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利益、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約の委託料を限度とする。
- 3 前項は、乙の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。
- 4 甲は、乙の本業務の結果に関し、著作権又は工業所有権の侵害の申し立てが甲に成された場合、甲が申し立てを受けた日から14日以内に乙に対し事実及び内容を通知すること、申し立てに関する調査、解決について甲は乙に全面的に協力すること、解決についての決定権限を乙に与えることを要件として、乙は、当該申し立てを解決するのに要した費用を負担するものとする。

(瑕疵担保責任)

第27条 契約目的物に瑕疵があるときは、甲は、乙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求し、又は補正に代え若しくは補正とともに損害賠償の請求をすることができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

(履行遅延に関する違約金)

第28条 乙の責に帰すべき事由により、履行期限までに本業務を完了することができない場合において、甲は遅延違約金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、履行期限の翌日から履行を完了した日までの日数に応じ、その遅延日数1日につき請負金額の1,000分の1の額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。なお、履行を完了しなかった場合の計算期間は、履行期限の翌日から甲により契約を解除された日までとし、甲より契約解除の通知がされた日をもって、解除された日とみなす。

- 3 前2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第29条 本業務、本契約及び今後締結される本契約の変更は、両当事者の権限ある代表者又は代理人が記名押印した書面によってのみ変更することができる。

- 2 甲において、仕様の変更を行う必要が生じた場合は、甲は乙に遅滞なく連絡し、甲乙協議の上、仕様を変更することができるものとする。この場合にお

いて、委託料を変更する必要がある時は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(契約解除)

第30条 甲は、乙に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
- (2) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合
- (3) 正当な事由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しない場合
- (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
- (6) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
- (7) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (11) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
- (12) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙が

これに従わなかった場合

(13) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合

2 甲又は乙は、相手方の債務不履行が催告後1か月を過ぎても是正されないときは、本契約を解除することができる。

3 乙は、前2項の定めによる甲からの本契約の解除により損害を受けた場合においては、甲に対してその損害賠償の請求ができないものとする。

(解除に伴う措置)

第31条 前条の規定のうち、乙の責に帰すべき事由により契約を解除した場合において、乙は契約金額の10分の1に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

なお、履行が終わっている部分については違約金の対象としない。

(危険負担)

第32条 納入前に成果物に滅失毀損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とする。

2 納入後に成果物に滅失毀損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は甲の負担とする。

(運搬責任)

第33条 本業務に係る原始資料等及び納入すべき契約目的物の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(費用の負担)

第34条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(法令の遵守)

第35条 甲及び乙は、本契約の締結及び本業務の実施にあたり、日本国の法令及び甲の条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

2 甲及び乙は、本業務の実施にあたり、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守しなければならない。

3 乙は、前2項について、関係監督機関から処分、指導等があった場合は、速やかに書面で甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第36条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入(契約の適

正な履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

- 2 甲は、乙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第37条 本契約に係る訴訟は、甲の事務局所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第38条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

(特記事項)

第39条 本契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

- 2 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。
- 3 本契約及び仕様書における期間の定めについては、本契約又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ双方1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地
信濃川火焰街道連携協議会
会長（津南町長） 上村 憲司

乙

別記

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおりとする。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

甲の管理施設内において本会職員が執務を行う区域を指し、外部からの来訪者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

甲の管理下にあるネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないうに適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の施設外へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の管理施設内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、情報資産を甲の管理施設内へ持ち込む場合には、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破碎、裁断、溶解等によって、情報を復元できないように措置を講じなければならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った乙の作業従事者を明確にしなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合には、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の管理下にあるネットワークに接続する際には、事前に甲の情報ネットワーク管理者より許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の管理下にあるネットワークに接続してはならない。

(機器の持ち出し)

第10条 乙は、一旦甲の管理施設内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の管理施設外に持ち出す場合には、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の管理施設外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の管理施設内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合には、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(機器の持ち込み)

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の管理施設内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の管理施設内へ持ち込む場合には、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の管理施設内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合には、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行うものとする。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域(以下「一般管理区域等」という)に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってはならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業及び情報セキュリティ対策の実施状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の管理下にあるネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用して本業務を実施する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合には、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況を検査・指導する場合には、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の管理施設外で委託業務を行う場合には、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第24条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務を実施するに当たっては、個人の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還当)

第8条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は、乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに

甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による業務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第12条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。